



平成 20 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 雪 印 種 苗 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 掛 村 博 之
(コード番号 2057 東証第 2 部、札証)
問 合 せ 先 人 事 総 務 部 長 遠 藤 敏 彦
(TEL : 011-891-5911)

臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定のお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 8 日開催の取締役会において、平成 19 年 12 月 12 日に開始され平成 20 年 1 月 31 日に決済された、当社の親会社である雪印乳業株式会社（以下、「雪印乳業」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関連して、当社が雪印乳業の完全子会社となるための手続き（以下、「本完全子会社化手続」といいます。）を実施する方針を決定いたしました。

当社は、本完全子会社化手続に際して必要となる当社の定款一部変更等（下記 2. をご参照ください。）についてご承認をいただくための臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会（いずれも平成 20 年 4 月上旬開催予定。）の基準日を、平成 20 年 2 月 25 日に設定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本完全子会社化手続の目的

雪印乳業は、平成 19 年 12 月 12 日から平成 20 年 1 月 23 日まで当社普通株式を対象とする公開買付けを行った結果、平成 20 年 1 月 31 日の決済日をもって当社普通株式 11,082,980 株を取得しました。その結果、本日現在、雪印乳業は、当社普通株式 23,183,948 株を所有するに至りました。

※総株主の議決権の数に対する所有割合は 95.95%（平成 19 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（24,200,000 株）から、当社が所有する自己株式数（平成 19 年 6 月 30 日現在 38,822 株）を控除した株式数（24,161,178 株）に係る議決権数 24,161 個を基準に算出しております。）となります。

当社は、独自の事業戦略により成長戦略を描いてまいりましたが、直近における事業環境の変化や競合他社の動きを踏まえ、より一層の成長を目指すためには、雪印乳業と従来以上の連携関係を構築して酪農生産者との関係強化や共同研究・共同開発の強化、更には共同の事業展開等グループとしての総合力を発揮し酪農の発展に寄与していくことがベストの戦略であると考えております。特に、配合飼料のみを扱う他の飼料会社と異なり、乳牛の飼料となる牧草・飼料作物種子も扱う当社の事業特性は、乳業メーカーである雪印乳業との一体化を強めることで、より事業戦略を強化できるものと考えており、本完全子会社化の手続きを行うものです。

2. 本完全子会社化手続の要旨（予定）

当社は、本完全子会社化手続を実施するため、①当社定款を一部変更して種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法の規定する種類株式発行会社としたうえで、②上記①による変更後の当社定款の一部を変更して、当社普通株式に当社が株主総会決議によりその全部を取得する条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付すための定めを新設し、さらに、③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社が全部取得条項の付された当社普通株式を取得して、当該取得と引換えに、雪印乳業以外の当社株主に対して交付される当社株式が1株未満の端数となるような比率で、別個の種類 of 当社株式を交付するスキームを実施する予定です。上記①ないし③を実施するため、当社では、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会を開催し、臨時株主総会に上記①ないし③を、当社普通株主による種類株主総会には上記②を、それぞれ付議する予定です。

上記③に関連して、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社種類株式の種類及び数は未定です。また、1株に満たない端数の処理として雪印乳業以外の当社全部取得条項付普通株式の株主に対して交付される金銭の金額は、本公開買付けにおける買付価格（1株当たり550円）を基準に算出される見込みであり、原則として、本公開買付けに係る買付価格に相当する金額が交付されることとなるような方法を採用する予定です。決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに開示いたします。

なお、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社種類株式については、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び証券会社法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）のいずれにおいても上場申請は行わない予定です。

上記①ないし③の手続に関しては、少数株主の保護を目的とした会社法上の規定があり、上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他の関連法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができます。また、上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関連法令の定めに従って、反対株主が当該株式の取得の価格の決定を裁判所に対して申立てを行うことができます。

本完全子会社化手続の結果、当社普通株式に係る株券は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催日の翌日から1ヶ月間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所及び札幌証券取引所において取引することはできません。

3. 本完全子会社化手続の日程等

(1) 本完全子会社化手続の日程の概略（予定）

取締役会決議（基準日設定）	平成20年2月8日（金）
基準日（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会）	2月25日（月）
取締役会決議（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主	3月中旬

総会招集に関する内容決定)	
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	4月上旬
株券提出手続の開始日(株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付)	4月上旬
整理銘柄への指定	4月上旬
当社普通株式に係る株券の売買最終日	5月上旬
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	5月上旬
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	5月中旬
株券提出の期限	5月中旬
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	5月中旬

(2) 本完全子会社化手続後における当社株式に係る株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式に係る株券は、平成20年4月上旬から5月上旬までの間、整理銘柄に指定された後、平成20年5月上旬をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所及び札幌証券取引所において取引することはできません。

4. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

(1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成20年4月上旬開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成20年2月25日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

- ① 公告日 平成20年2月9日
- ② 基準日 平成20年2月25日
- ③ 公告掲載方法 電子公告(当社ホームページに掲載します。)

<http://www.snowseed.co.jp/>

(2) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会について

開催予定日 平成20年4月上旬

(3) 当社普通株主による種類株主総会のための基準日の設定についての補足説明

当社は、上記臨時株主総会において、本完全子会社化手続に関して当社定款を一部変更する等の議案を付議する予定です。同臨時株主総会において、上記2.①に関する議案が決議されますと、当社は会社法上の種類株式発行会社となります。そして、上記2.②に関する議案にある定款の一部変更を行うためには会社法第111条第2項第1号により、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものであります。

上記基準日設定公告日現在において、当社は、会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、上記のとおり、平成20年4月上旬開催予定の臨時株主総

会において種類株式発行会社となることが予定されており、当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更するためには、普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、併せて当該種類株主総会において権利を行使すべき株主を定めるための基準日を設定するものであります。

なお、全部取得条項付普通株式に変更される予定の株式は、上記基準日設定公告日現在において当社の発行しているすべての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主のすべてが、当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告の対象となります。

- (4) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会の開催日並びに付議議案について今後開催予定の取締役会において、詳細が確定次第、お知らせいたします。

5. その他

- (1) 本完全子会社化手続後の状況

本完全子会社化手続による商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

- (2) 本完全子会社化手続による業績への影響の見通し

本完全子会社化手続による当社の連結及び単体業績への影響は軽微であります。

以 上